

公立大学法人前橋工科大学の共催及び後援に係る名義の使用許可に関する  
要綱

令和6年5月31日制定

公立大学法人前橋工科大学要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人前橋工科大学が設置する前橋工科大学（以下「本学」という。）における共催及び後援に係る名義の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 本学と本学以外の団体等（個人を含む。以下「団体等」という。）が、事業の企画、運営等を共同して実施することをいう。
- (2) 後援（協賛、協力その他これらに類するものを含む。以下同じ。） 団体等が実施する事業の趣旨に本学が賛同し、次条の名義の使用を認めること等により、当該事業を外部的に支援することをいう。

(名義)

第3条 本学が団体等に使用させる名義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公立大学法人前橋工科大学
- (2) 前橋工科大学
- (3) 前橋工科大学大学院
- (4) Maebashi Institute of Technology
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本学が設置する附属機関の名称

(使用許可の基準)

第4条 名義の使用は、団体等が実施する事業が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可するものとする。ただし、共催の場合は、第5号に規定する要件を満たすことを要しない。

- (1) 教育、学術、文化又はスポーツの振興及び普及、社会貢献等に寄与するものであること。
- (2) 本学の教職員が、当該事業に関与していること。
- (3) 団体等に当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものではないこと。
- (5) 参加者等に生じた損害について、本学が賠償責任を負わないものであること。

(使用許可の手続等)

第5条 名義の使用許可を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、原則として事業実施の1か月前までに、次に掲げる書類を学長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 名義使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、前項第3号の収支予算書の提出を省略することができる。

- (1) 本学の専任教員
- (2) 本学の専任教員が構成員である団体等

3 学長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、団体等の規約、会則等の提出又は事業内容等についての説明を求めることができる。

4 学長は、名義の使用を許可する決定をしたときは、申請者に名義使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

5 申請者は、事業計画等に変更があるとき又は事業を中止するときは、名義使用計画変更・中止届（様式第3号）を直ちに学長に提出しなければならない。

6 申請者は、名義使用許可書の交付を受けるまでは、本学の名義を使用してはならない。

(遵守事項)

第6条 名義の使用を許可された団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名義は、許可を受けた事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 本学の同意を得ることなく、名義を第三者に使用させないこと。
- (3) 名義は、本学の尊厳及び品位を損なうことのないように使用すること。
- (4) 事業終了後は、名義使用報告書（様式第4号）を速やかに学長に提出すること。

(使用許可の取消し)

第7条 学長は、名義の使用を許可した後に、当該名義の使用を許可した事業が共催又は後援を行うことが適当でない状況に至ったと認めたときは、当該名義の使用を許可する決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、名義の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。